

災傷と賑恤の間

——明代における災害環境と政策対応——

The Relationship between Natural Disasters and Its Relief:

Policy on Disaster Environment in the Ming Dynasty

荷 見 守 義

要 旨

「十四世紀の危機」をきっかけに、ポストモンゴルの東の雄として登場した明朝は、小氷河期を生き抜かざるを得ない運命にあった王朝でもあった。このことは絶えず襲う天災と向き合わざるを得ないことを意味していた。テイモシー・ブルックは元代から明代にかけて九次に亘って災害の波が襲ったとする。小氷河期といっても、常に寒かったわけではなく、平均気温にかなりの上がり下がりがあったのであり、平均気温の下降した極小期に災害が集中して来たのではないかと考えられ、九次の災害の波がどの程度、極小期に重なるか検証しなければならぬ。さて、明代においては九次のうち、六次の災害の波が設定されているが、果たしてその波が明瞭に描けるかどうかは慎重に検証する必要がある。また、災害による諸々の被害は当時、災傷と称されたが、災傷には救済である賑恤が不可欠であり、朱元璋はかなり熱心に賑恤に取り組んだことが諸規定から知られる。この朱元璋による賑恤は災傷への対策としてどのように明朝中期に受け継がれたか考察する準備として、いくつかの檔案等の事例を検討した。

はじめに

災傷は災害とそれによる傷害の意味であり、賑恤は賑濟とも称され、荒政としての穀物の賑給や賑貸を含む様々な救済政策を指す⁽¹⁾。天人相関説から見れば、天変地異は天子＝皇帝の威嚴を損なう事態であり、皇帝として決して無関心ではいられない事態であったと考えられる。実際、明代史研究の基本史料である『明実録』を紐解けば、災傷の記録は夥しく出て来る。自然環境や天災地異が歴史に与える影響についての関心は、すでに目新しいことではなく、今日まで多くの研究がなされて来ている。ただ、かつてない程に地球環境に関心が高まり、sustainabilityがキーワードになる今日においては、より一層、歴史上の環境対応に留意していかなければならないだろう。

ところで、明代において災傷はいつ、いかなる範囲で起こっていたのか、それは政権にいかなる影響を与え、政権はそれいかに対応していたのか、巨視的かつ体系立っての整理はなされていない。本稿はこの状況に対応すべく、明代初中期の法規定における災傷と賑恤の捉え方に焦点を当てて、初歩的な考察を行うものである。なお、明代の災傷に関する実証研究においては、荒政と呼ばれる飢饉対策や、預備倉に糧食を備蓄して飢餓発生時には民間に放出する救荒政策⁽³⁾などについて研究がなされて来た。また、江南地域社会についての森正夫の研究では、一四三〇年頃の蘇州府の納糧戸の日常生活についての史料には、昔は三年耕作すれば、一年の蓄えがあったが、現在は一

年中働いても年を越す食糧の蓄えがなく、加えて遠距離漕運と加耗の重額に苦しんでいるので、税糧を納入した後には糠紇（ぬか・くずごめ）以外の剰余のない戸が十戸中九戸に達している、という記録があり、要するに、蘇州府のようにかなり豊かなところですら、九割の農民が端境期を越えられるかどうかの饑餓線上にあったという。かかる状況下、宣徳七年（一四三二）に水害で蘇州府呉江等四県（現江蘇省蘇州市呉江区等）の低湿地帯が水没すると、秋糧が確保できないだけでなく、食糧不足が起き、翌年の旱災時には極端な水不足で田植えができず、やはり食糧不足に陥ったという。⁽⁴⁾つまりは災害が襲来するかしないかに拘わらず、通常に庶民の食糧事情にどれだけの余裕があったかが、社会の持続における災害の問題の根幹であることが分かる。ほかに、明末の徐光啓の『農政全書』は強く救荒を意識したものであったこともよく知られている。⁽⁵⁾また生態環境に強い関心が払われて来た。⁽⁶⁾

問題は生態環境とその変化のように極めて長期に持続するトレンドに対して、年々、生起する災害という短期の出来事、その中でいかに王朝を維持して行くかという中期的課題という、明らかに流れる時間の速度と持続性の違う階層を、いかに的確に組み合わせさせて研究できるかというところにある。生態環境はそこに定立する国家やそこで生活する人間に大きな影響を与えるものではあるが、決してすべてが決まるわけではなく、そこに生きる人間の思考や選択が短中期に影響を与えているのではないかと考え、生態環境に関心を払いつつ、明朝は政策的にどのような対応しようとしていたのか、またはしようとしなかったのかを、災害とそれへの政策対応の問題として考えようとするところが本稿の主軸である。このことは筆者が取り組む明朝の辺境問題においては重く、難しい課題である。特に明朝北辺は自然環境が厳しく、些細な環境変化でも影響を受けやすいからであり、『中国明朝档案総匯』⁽⁷⁾第一〇一、「為年荒借支軍糧懇請来年還納事給巡按山東監察御史の呈文（弘治五年）」には、

□本衛案令、拋本衛左等□

□斷口缺食、不能度日。將情具告衛所、轉□

□預備倉糧米每大口月支三斗、小口二斗、借与食用、方□

□開原糶売、各人遇便。無錢易買各將衣服等件交換種□

□至五月間、天氣亢陽、禾苗焦萎、不能長茂。六・七月間、方降雨澤□

□輕批、將情具告轉達、去後、統蒙准將屯糧黃豆折納蜀稗。其粟□

□轉達。俯念貧軍、連年災患、將借支糧米、寬待下年豐稔、照教上納、庶不□

□宣布政使司分守遼海東寧道右參議金 咨承准

□務都察院右副都御史張 照会、備行本衛、將借支預備糧米、全徵還官□

□行案仰本司、即便轉呈施行。案令到司。蒙此、前事合行具呈施行。須至呈者。

右 呈

巡按山東監察御史宋

(印) 廿二日到 (四字は書込)

□糧事 日経歴高寫

□□

とある。本衛左等とあるので、開原に近い衛所で左衛等複数の衛所を有するのは遼陽の定遼衛しかない。定遼衛で

は飢饉で食糧不足となっていて、衛所軍は疲弊しているので、衛所の預備倉⁸⁾の糧米を大口は月支三斗、小口は二斗貸し出し、豊年に償還するよう求めている。また、開原の互市でジュシエンと交易して食糧を確保することも提案しているのだろうか。弘治五年（一四九二）の五月は高温で稲が育たず、六・七月になってやっと雨に恵まれたが、遼東鎮は連年の早魃であったと定遼衛の報告は述べているようである。この糧米貸し出しの提案について山東承宣布政使司分守遼海東寧道右參議の金鍾⁹⁾は支持し、遼東巡撫都察院右副都御史の張岫の了解を得て、巡按山東監察御史の宋鑑¹⁰⁾に求めている咨文である。大口は十五歳以上、小口は六歳から十四歳を指し、洪武二七年（一三九四）に定められた定災傷去処散糧則例（大口六斗・小口三斗・五歳以下不与）を永樂二年（一四〇四）に改定（大口一斗・小口六升・五歳以下不与）、それをさらに嘉靖八年（一五二九）の題准で改定（大口二斗三斗・小口一斗二斗・五歳以下不与）したものの¹¹⁾、嘉靖八年の線にあることが分かる。

同じく「為災年缺収請寛徵稅糧的呈文（弘治）」には、

□ 種田苗一槩滄没、頭畜多被漂流。各有存留□

□ 耕之時、人無種糧、牛乏料草、無力延。至三月中旬、幸有金復□

□ 懷下種、常年耕田十畝、今歲、止種得五畝。比照往年、人力□

□ 在田内、枝上檢恰成熟禾穗相兼度命、各人歛欣。至八月初旬、□

□ 種糧并度命口糧、俱各轉納、尚未完足。今蒙追徵、借支糧米、愈□

□ 到衛、得此案、照先奉遼東都司劄付、為寬徵稅糧、以安人心事、准

□ 行追徵去後、今拋前因緣、係下情告、要寬徵預備倉糧事。理擬合通行。 □

とあり、弘治年間のことであるが、金復と見えるので、遼東半島の金州・復州等の地域である事が分かる。水害で種田の苗が水没し、家畜が流され、田植えの時期に種粃がなく、耕牛の料草も乏しい事態に陥った。三月中旬、恐らく天候が回復したものの、通常の半分しか田植えはできなかった。その後、生育は順調だったものの、八月初旬に秋糧を納入するには足りず、追徴を蒙って糧米を借りて納める事態となった。このことについて衛所から訴えが出て、遼東都司からも税糧納入を猶予することによって、人心を落ち着かせて欲しいという訴えであった。これを受けて、衛所の預備倉糧の分の納入猶予を求める内容になっている。弘治年間は後述する内容から見て、自然環境が特段、厳しい時期ではないが、それでもこのような危機となるのである。

さて、生態環境を巡る問題について筆者が参考にしたのは、地中海世界を素材として持続について考えたフェルナン・ブローデルの『物質文明・経済・資本主義』¹²⁾ についての安富歩の整理である。¹³⁾ ここではブローデルの設定を、気候や人々の生活様式など長期にわたってゆっくりと変化する物事を長期持続、数十年の単位で変化する人口動態や景気循環などを重合局面（中期持続）、当時の人々が認識できたような政権の樹立と瓦解、宣戦布告など年表に載るようなできごとや人々の日々の暮らしなどを事件（短期持続）の三層構造に整理する。また、ブローデルが主に注目したのは重合局面であり、それよりタイムスケールの遅い物事を長期持続、速い物事を「事件」として設定していたとし、この三層構造で持続が長いほど変化速度は遅いわけであるが、持続が長い位相から短い位相に影響

が与えられる「隸属原理 Slaving Principle」と、逆に持続が短い位相から長い位相に波及する逆向きの影響もあったとする。ところでデイヴィド・アブラフィアは同じ地中海史像を事件史中心に描き出し、人間の決定の重要性を示す¹⁴。地球環境の破壊とは、短中期持続が長期持続を崩壊に追いやる事態とも言え、ブローデルの設定には修正の余地が想定されるが、デイヴィド・アブラフィアの議論から言えることは、タイムスケールごとに三層構造を設定するとしても、どの位相がほかの位相にどの程度の影響を与えるかは、必ずしも明確ではない。

生態環境に軸足を置きすぎると、環境決定論に陥りやすくなる。環境と人間の力関係は時と場所により一定でないし、どの程度のタイムスパンやタイムスケールで物事を見るかによっても、その力関係は変化する。中期的持続である人口動態・平均気温の変化と短期的持続である災害発生と国家レベルでの災害対応に軸足を置いて、襲い来る災害と災傷に明朝がどのように対応しようとしたのかを検討していくこととする。

一、ティモシー・ブルックの Nine Sloughs

明朝の建国そのものが寒冷化を大きな要因として引き起こされた「十四世紀の危機」の一つの帰結であり、その滅亡もやはり寒冷化を背景とする「十七世紀の危機」の中であったことは、明朝の建国とその存続が環境問題と深い関わりを持っていることを如実に示すものである。最近、とみに気候変動に関心が集まっているが、すでに妹尾達彦¹⁵「気候の変化」¹⁶図には、ユーラシア東部の歴史分析に有用な長期の平均気温の変動が凝縮されており、

○ 四〜六世紀の寒冷期

○中世温暖期（七世紀～十四世紀半ば）

○小氷河期（十四世紀半ば～十九世紀半ば）

と気候的時期区分が示され、元代以降は小氷河期に入っていることが分かる。また、田家康¹⁷は気象学の立場からかなりやすく古気象学の成果を紹介しており、「放射性炭素ならびにベリリウム10から推定する全太陽放射照度（TSI）の変化」¹⁸によって太陽活動の変化を示し、過去千年間内の太陽活動が低下した五つの時期について、次のように示す。

○オールド極小期（Old Minimum） 一〇四〇年頃から一〇八〇年頃までの四十年間にかけての太陽活動の小康期であり、中世温暖期の中途に現れる。

○ウォルフ極小期（Wolf Minimum） 一二八〇年頃から一三五〇年頃までの七十年間の太陽活動の低下期であり、中世温暖期から小氷河期への過渡期である。

○シュペーラー極小期（Spörer Minimum） 一四二〇年頃から一五三〇年頃までの一一〇年間の太陽活動の低下期であり、小氷河期の序盤に現れる。

○マウンダー極小期（Maunder Minimum） 一六四五年から一七一五年までの七十年間の太陽活動の低下期であり、小氷河期最大の低下期とされる。

○ダルトン極小期（Dalton Minimum） 一七九〇年から一八二〇年までの三十年間の太陽活動の低下期であり、小氷河期最後の低下期である。

この間の歴史的解釈については、ウォルフ極小期に関わる「十三世紀の危機」と「十七世紀の危機」に絡めた研

究があり、太陽活動の低下によってもたらされる寒冷化が歴史の展開に大きな影響を与えていることが分かる。¹⁹⁾

さて、中国の人口動態であるが、八・九世紀、安史の乱を挟んで唐朝の人口は五〇〇〇万と推計されており、唐末五代の戦乱期に激減したものの、宋元時代を通じて最大で九〇〇〇万まで増えたと推計されている。²⁰⁾その後、この元末明初の危機においてどの程度減少したかは不明な点が多いが、何炳棣は十四世紀後半には六五〇〇万、万暦二八年（一六〇〇）には一億五〇〇〇万、十六世紀から十七世紀に移り変わる時期には一億三〇〇〇万であると推計している。²¹⁾明朝における人口回復及び増加は、ウォルフ極小期からの回復及びシュペーラー極小期を挟んで十五世紀後半までの比較的温暖な時期に起こっている。このことはブローデルやエマニュエル・ウオーラー・ステインが提唱した「長期の十六世紀（一四五〇～一六五〇）」に世界全体で人口の上昇が見られるということと大筋で符合している。²²⁾

ただ、ウォルフ極小期で小氷河期に突入した元朝から明朝の時代は気候的に不安定であると考えたティモシー・ブルック (Timothy James Brook) は、災害を寒気 (Cold)、旱魃 (Drought)、洪水 (Floods)、蝗害 (Locusts)、地震 (Earthquakes)、伝染病 (Epidemics)、飢饉 (Famine) に分けて分析し、この時期に中国を災害が波状となって襲ったとしていて、その結果としてその波が元代には三波、明代には六波の合計九波であったとする。²³⁾この合計九波は諸々の災害が集中的に現れる時期であって、ブルックはそれをスラウ (Slough) と表現している。Slough には「ぬかるみ、泥沼、沼地、窮地」などの意味があるが、災害が集中してどうにもならなくなる「泥沼」とか「窮地」の意味で使っているのだろうと思われる。ブルックが規定する九つの Slough は、元代には、

元貞スラウ (Yunzhen Slough 一二九五～一二九七 (元貞元年～大定元年))

泰定スラウ (Taiding Slough 一三三四～一三三〇 (泰定元年～至順元年))

至正スラウ (Zhizheng Slough 一三四二～一三四五 (至正二年～五年)) の三回、明代には、

景泰スラウ (Jingtai Slough 一四五〇～一四五五 (景泰元年～六年))

正徳スラウ (Zhengde Slough 一五一六～一五一九 (正徳十一年～十四年))

嘉靖スラウ (Jiajing Slough 一五四四～一五四六 (嘉靖二十三年～二十五年))

万曆スラウⅠ (Wanli slough I 一五八六～一五八八 (万曆十四年～十六年))

万曆スラウⅡ (Wanli Slough II 一六一五～一六一七 (万曆四十三年～四十五年))

崇禎スラウ (Chongzhen Slough 一六三七～一六四三 (崇禎十年～十六年))

である。ブルックによれば、元代の三波のスラウ、特に最後の至正スラウを乗り越えて明朝が建国されてからも困難な状況は断続的に続き、一四三三年からまた寒くなり、飢饉と疫病及び蝗害がもう二年ほど続いた。さらに、一四三七年には寒気が戻り、一四四八年まで洪水が引き続き、一四三八年から一四四五年まで飢饉が続いた。その上で明朝最初のスラウである景泰スラウに至った。その後、でたらめな統治を行ったことで有名な正徳帝の治世に次の正徳スラウが襲い、それから二五年ほど後に嘉靖スラウとなるが、この度は正徳スラウとは違って政治問題とはリンクせず、三年間のみ疫病と飢饉が全国規模で拡がった。その次は万暦年間で、明朝皇帝中、最長の四八年間の統治において二度のスラウが襲った。万暦スラウの第一波は深刻な飢饉と強毒性の疫病であった。第二波はそれと比較すればそれほど深刻な状況ではなかったし、疫病が拡がったわけでもなかったが、それでも厳しいものであった。その後、崇禎帝が即位すると、すぐの一六二九年に気温は低下して、回復不可能な災害への舞台が整った。こ

これは王朝が崩壊する前、数ヶ月の内に緩和していったが、その時には救済を行うには遅すぎた。なお、明朝最後の落ち込みが崇禎スラウであり、一六三七年に七年間続いた旱魃が襲来した、とする²⁴。景泰スラウは太陽活動で見ればシュペーラー極小期に落ち込んで行く時期であり、正徳スラウはシュペーラー極小期から回復する途上における落ち込み期であり、嘉靖スラウと万暦の最初のスラウはシュペーラー極小期から回復後の短期間の落ち込み期であった。さらに、万暦の第二波のスラウはマウンダー極小期へ落ち込む最初の時期であり、崇禎スラウはマウンダー極小期のどん底の時期に当たる。

ただ、ブルックも史料源の一つにしている『明史』巻二八〇三十の五行一三を見ると、明代の六次のスラウについてはそのような波状であったかについては明確なことは言えない。従って、ブルックの論じ方について検証しつつ、明朝を通じての災害の実態解明が缺かせないが、それは紙幅の関係で別稿に譲り、本稿では嘉靖から万暦年間にかけての国政総覧とも言うべき『大明会典』に収載された条例とは一体何の意味があるのかを含め、記述の検討を中心として進め、明朝の災害への政策対応に気候変動が反映されているのかを確認して行くこととする。

二、明朝における災害対応の記憶——『大明会典』災傷の条の前言について——

明朝においては、太祖である朱元璋の存在が大きく、明初の治世において太祖がいかなる指示を出したかが記録されて、後世まで統治の指針となつて行われた。『諸司職掌』及び『明律』や『明令』の編纂・発布においては官吏の業務を指し示したが、それだけでは到底足りないもので、個別事案ごとに出した指示を集成した『御製大誥』の正

「編・続編・三編及び『大誥武臣』によって補った。ほかに、皇太子家など皇族にモラルを示した『皇明祖訓』も太祖の方針を示すものに含めることができよう。それでも次々起る事案に対する指示は増え続ける一方であったが、朱元璋以降の歴代皇帝の指示は条例となっても、後世まで継承されることは難しかった。ただ、それでもそれら条例のいくつかは政書にまとめられるようになった。『大明会典』はその編纂時点で現存する条例を総覧するものであり、『大明会典』は『諸司職掌』を拡充して作成されたものであったため、現存しない『大明会典』の最初の編纂である『弘治会典』を殆ど引き写した『正徳会典』では『諸司職掌』の各条を掲載した上で、その後の条例を収載して行った。また、『万暦会典』は基本的にこの『正徳会典』を引き写しつつ、さらに収載すべき条例を充実させて行ったと考えられる。そこで、成立順序からすると倒置しているが、最初に『万暦会典』巻十七、戸部四、田土、災傷の条を検討して行きたい。まず、

国朝、重恤民隱。凡遇水旱災傷、則蠲免租税、或遣官賑濟、蝗蝻生發、則委官打捕、皆有其法云。

という前置きが入るが、災傷は水旱、つまり、洪水と旱魃と捉えていて、対策は租税の減免と役人を派遣して救済することが基本であり、またバッタの大発生に対しても役人を派遣して退治するのである。つまり、洪水・旱魃・バッタの大発生が三本柱になっている。ただ、「皆有其法云。」については、『正徳会典』²⁵巻十九、戸部四、州県二、災傷の条ではこの部分はほぼ同文であるものの、「皆隨時与地、而異其法云。」としていて、単に法が有ると言っているのではなく、元来は時と場所によってやり方が異なると言っているものであって、意味するところにはかなりの

違いを感じる。ただ、次の部分は『正徳会典』にしかなく、

諸司職掌、凡各処田禾、遇有水旱災傷、所在官司、踏勘明白、具奏奏聞。仍申合干上司、轉達本部、立案具奏、差官前往災所、覆踏是實。將被災人戸姓名・田地頃畝・該徵稅糧數目、造冊繳報、本部立案、開寫災傷緣由具奏。如奉旨賑濟、仍定奪大小男女口數則例、差官前去賑濟、給賞畢日、仍將散過糧鈔、分豁備細數目、造冊繳報、以憑稽考。

とあり、『諸司職掌』戸部、災傷の条が転載されているが、『万曆会典』では削除されている。なお、『諸司職掌』は洪武二六年（一三九三）に成ったものであり、明初からそれまでの災傷に対する対処手順を示したものであり、災害地では管轄の役人が現地調査の結果を各省に報告し、さらにそれが戸部に転送されて皇帝に報告された後、官僚が被災地に派遣されて実情を調査し、被災の人戸の姓名と田地の広さ、当該税糧の多寡を戸部に報告し、戸部は災害の要因を皇帝に報告した。しかる後、皇帝の救済の指示が降りたら、則例に従って官僚を派遣して救済を実施し、終了したら分配した糧鈔の内訳を報告書にまとめて報告するというものである。さらに『正徳会典』同条ではこれに引き続き、

大誥、往為有司徵取稅糧不便、所以復設糧長、教田多的大戸、管着糧少的小戸、想這等大戸、肯顧自家田産、必推仁心、利濟小民。当復設之時、特令赴京、面聽朕言、関給勘合、不許地方犬牙相制。只教管着周圍附近的

人戸、易催易辦。若区内田有灑泐的、教収在自戸下、不過割的、便過割了。如果有積年荒田、明白具本来奏除豁了。各各糧長、目擊耳聞前去、一至本郷、巧立名色、其弊多端、剝削吾良民、不可勝言、地方依旧犬牙相制、民間灑泐包荒不過割的、俱不來奏知、却通同刁猾頑民、妄告水災、本災一分、告災十分及至差人詣所在查踏、却乃多方設計、賄賂所差進士・行人・監生、扶同准災、捏合回奏。其被災人戸、災本一分、今告十分、並不敢將此等人戸、一槩赴京賑濟、以致災小民、混淆難以分別。至今、不得賑其貧乏、使朕宵衣皇皇無已。吁、朕設糧長、本欲便於細民、不期、此等之徒、奸貪無厭、身家不顧、實為民患。惟天可鑑、智人詳之。

とあり、また、

皇明祖訓、凡天下承平、四方有水旱等災、当驗国之所積、於被災去処優免稅糧。若豊稔之歲、雖無災傷、又当驗国所積、稍有附余积地瘦民貧処、亦優免之、不為常例。然優免在心、臨期便決、勿使小人先知。要名於外。

とあり、『御製大誥』と『皇明祖訓』を転載している。このうち、『御製大誥』は洪武十九年（一三八六）に成った続編に収録されている「水災不及賑濟第八十五」である。糧長は里甲正役の一つとして県の下に設置された区ごとに裕福な郷居地主層が担い、税糧の輸送に従事したもので、洪武四年（一三七二）から洪武十五年（一三八二）まで続いた後、洪武十八年（一三八五）に再設置された。²⁶ 糧長は本来、良民の保護に当たるべきところ、朱元璋の見立てでは何かと良民から搾取していた。ここでの事例は、糧長が地元の人ならず者と手を結んで、些細な水害でも被害を十

倍に言い立て、現地調査に来た進士・行人・監生に賄賂を渡して虚偽の被災報告書を中央に送らせる一方、被災の良民には見向きもせず、良民の保護が蔑ろにされているということである。ここで被災地調査に進士・行人・監生が来ることについては、『御製大誥』続編、「査踏水災第八十四」の条に、

進士・行人査遣査踏水災、詢問民瘼。有等父母善教之子、従実踏勘、以災来聞、姦詐奏罪、民瘼備知。有等父母不教之徒、所在州県、民瘼不問、貪要賍私、接受馬前文冊或徹票批、坐視過期、動経旬月、及其帰也。一槩誣詞妄奏、計不才者一百四十一名。

とあり、その後に進士五三名と行人三七名の実名を簡条書きにし、その他の進士二八名、行人二三名は実名を省き、一四一名の内訳が示されている。朱元璋は水害の実態調査に進士や行人を送り込んだものの、現地で調査することなく賄賂を貪り、馬前文冊と呼ばれる現地側が作り上げた虚偽の調査報告を受け取った上で、適当に時間を過し、帰朝してはでたらめな報告をする者が後を絶たなかったことを示している。これに関連して『御製大誥』正編には水害に関する記述がほかに三件あり、「水災不実第三十二」には、

有司牧民、水旱災傷、是為急務。自朕即位以来、各処水旱災傷、虫螭生発、民人告災、有司多不准理。及至准理、通同無籍頑民、以荒作熟、以熟作荒。以荒作熟、小民愈覺艱辛。以熟作荒、無籍頑民、以為得志、孰不知天災人禍全有日矣。嗚呼、君子・小人、得有司之位者、当災傷之際、君子所以難為、小人易為、云何。君子受

理、被頑所誣、所以受与不受者兩難哉。蓋由頑民致是、小人徑理、以其賄賂行哉。誣上虐下、竟不為畏、且如高郵州民有水災。朕令進士詣踏。未至災所、其有司・民人、即以災冊至。進士謂曰、未曾沿坵履畝、先進是冊、為何。曰、馬前冊。嗚呼、民有不淳者、其同知劉牧不才尤甚。若允馬前冊以進、更微与顔色交談、馬前冊為實哉。賄賂公行矣。其進士不諾、必欲親詣災所。其同知劉牧与頑民議、將已熟禾稼、尽行剗去、引水灌其地。若此者若干頃畝。嗚呼、所以君子未敢受理者、為此也。同知劉牧、易為受理者。亦為此也。

とあり、朱元璋は即位以来、水害・旱魃とバッタの大量発生について、良民から災害の発生を訴えられても、各地の役人は取り上げようとしないか、取り上げたとしても、地元の人ならず者と通じて、豊作と不作を入れ替えて虚偽の報告をすることで良民を苦しめ、このため、良民は被災すると天災とともに人禍にも遭遇してしまうとして、深い憂慮を示している。南直隸揚州府の高郵州（現江蘇州揚州市）の水害では、朱元璋は現地に進士を調査のため派遣したところ、被災地に到着する前に地元の同知劉才という民から災冊を渡されたので、この冊は何かと問うたところ、「馬前冊」であるということであった。しかし、この進士は飽くまで被災した場所に行きたいと要望したところ、劉才と頑民は相談してその場所の撓わに突った稲を抜き去り、水を引き入れて隠蔽工作を行う有様であったという。同知はこの場合は揚州府同知ではなく高郵州同知であろうか、ただ、『明実録』には劉才の名を見つけることはできない。『御製大誥』正編刊行以前の高郵州の水害記事としては、『明太祖実録』洪武八年五月戊午（三十日）の条に、

高郵州奏言、大水没下田。上諭中書省臣曰、民資食以養生。今、高郵下田既没於水。民將缺食、租稅將何所出。即命免其租凡六万三百四十三石。仍勅有司賑恤之。

とあり、同洪武十三年冬十月壬戌（五日）の条に、

高郵州大水。詔免民田租。

とあり、前者は租税の免除と役人による救済を行い、後者は租税の免除を行っている。これらと劉才の關係は不明であるが、高郵州が水害に遭いやすい場所であり、また、救済の対応が記録に残っていることが分かる。

次に、『御製大誥』正編「妄告水災第六十三」には、

鎮江丹徒民有告水災者曹定等、所告二百三十七頃、所踏止一百六十五頃。踏官拘草藁而視之、其藁中之辭曰、某頃某坵、可作某項某坵。以熟作災、以災作熟。初、朕聞水災、急令人踏、意在賑濟佃戶、有產之家罷給、豈期刁詐之徒有此。所以各處有司、每逢人間水旱災傷、往往不受理者、為其刁詐之民相累也。且如丹徒曹定等、以熟作荒者六十八頃九十八畝。本家田万畝有奇、以熟作荒者四頃七十三畝。彼為狀首、將民間余災不報、以荒作熟、坑害善良。為此、着脩城一百五丈。嗚呼、鎮江府、京師羽翼之郡、肇基先勞之民、天下既平、數免徵稅、止是當夫。自洪武十四年、免徵秋夏稅糧、至洪武十八年、五年并不曾徵稅。今年妄告水災、竟不知奸出何意。

所以不赦者、為此也。

とあり、南直隸鎮江府丹徒縣（現江蘇省鎮江市）の災害の記録を『明実録』に確認することはできないが、水害にあったと称する曹定らはかなり裕福な郷居地主であって、かなりの面積の豊作を被災と偽って水害を申し出、役人による現地調査は当人らの申告をそのまま書き写すだけであり、実際に被災した住民の田畑は被災を豊作と偽って黙殺した。この申告に基づいて、城壁の修復工事まで行ったということである。元来、鎮江府の住民は建国の礎になった人々であるため、建国後、度々、徴税を免除し、洪武十四年（一三八二）から五年も重ねて免税措置を執っている地であるので、そこで虚偽の被害届は朱元璋の逆鱗に触れたという話である。

最後に『御製大誥』続編「糧長妄奏水災第四十六」には、

糧長之設、初開勘合、朕諭糧長曰、今勘合上、不許將地方犬牙相制、易為催辦。其中戸多有買田不過割的、教過割了、田多灑派了的、教取在本戸自身裏、移坵換段的、各歸本主、詭寄的如之、不從的來奏。若区内果有積年荒田、有司不行除豁、其刁頑之徒借此名色包荒虐吾民者、爾糧長從実具奏、以憑除豁積荒、召民佃種。凡有水旱災傷、將所災頃畝人戸姓名、從実報官、憑此賑濟。其糧長唐謙等撥置不良之戸、以災一分、具告十分、中間以荒作熟、將前所論數等民間、尽行隱匿。洪武十八年水災、糧長唐謙等撥置不良之戸、以災一分、具告十分、中間以荒作熟、以熟作荒、以災作熟、以熟作災。其狀首已被拘拿、本人暗中使鈔買嘱官吏、亦用錢物買嘱該取糧衛分、不行具奏。本人糧未至、朦朧直待農忙、見將吳江縣糧長葛德潤准災、又顧常・陸仲和准災、唐謙等纔方出奏。万石之糧、止納一

千者有之、二千者有之、余有八千九千不納者。為此刁頑、拿下鞫問情由、却乃從實供招在官、以致罪發雲南。嗚呼、朕、君也。与民約、民失信不從教、而置身於禍、愚哉。設使良有司、对彼宣布条章、闡敷五教、此等頑民、豈不侮之、甚也歟。

とあり、南直隸蘇州府吳江県の災害の記録は『明太祖実録』洪武十九年三月壬午（二六日）の条に、

蘇州府吳江県水、詔免今年田租。

とあるものの、洪武十八年（一三八五）に糧長の不正に関わる記述を見出すことはできない。「糧長妄奏水災第四十六」の当該記述によれば、糧長が設置された区を舞台に、豊作と不作をすり替えて「不良之戸」と手を結んで役人を買収した糧長の唐謙・葛徳潤・顧常と陸仲和のうち、所在地が明記された者は吳江県の糧長である葛徳潤のみであるが、ほかの者たちも江南の者たちだったであろう。みな、雲南に流されたという。『大明会典』は正徳（災傷の条）も万曆（災傷・報勘災傷の項）も、

（洪武）十八年、令災傷去処、有司不奏、許本処耆宿、連名申訴、有司極刑不饒。

とあり、これは「糧長妄奏水災第四十六」についてのことであろう。『明太祖実録』の洪武十八年から十九年初に関

わる水害記事については、

一、洪武十八年五月是月の条 応天府及黃州・荊州・常德三府、皆大水。

二、洪武十八年八月是月の条 河南水、出内帑鈔一十二万三千五百八十五錠、遣使、往賑其民。

三、洪武十八年冬十一月乙亥（十七日）の条 湖広常德府奏言、今歲大水、澇傷塘田一千三百五十頃、為租一十萬一百十五石。詔並免徵。先是、河南水患及山東・北平大雨、澇傷民田。上曰、中原諸州、元季戰爭受禍最慘、積骸成丘、居民鮮少。朕極意安撫、數年始蘇。不幸、加以水澇。朕甚憫之。至是、詔、凡被水之処免今年田租、河南二十三万七千五百余石、山東・北平二百五十五万五千九百余石。

四、洪武十九年四月丁亥（二日）の条 詔遣御史蔡新・給事中宮俊、往河南、檢覈被水人民、有賑濟不及者、補給之。上諭之曰、民之被水旱者、朝夕待哺。已遣人賑濟。朕恐有司奉行不至、有賑濟不及者、不得粒食、瀕於死亡。深用閔念、特命爾、往彼、覈實、有未賑濟者、即補給之。又曰、君之養民、如保赤子、恒念其飢寒、為之衣食。故曰、元后作民父母。爾等、其體朕至懷。

と、四条を見出すことができるが、洪武十八年五月には応天府（現江蘇省南京市）と湖広の黃州（現湖北省黃岡市）・荊州（現湖北省荊州市）・常德府（現湖北省常德市）で大水害が発生し、同八月には河南に拡がり、山東・北平でも大雨となった。翌十九年には御史・給事中を河南に派遣して救済から取り残されている良民を見つけ出して救済を進めることとした。従つて、水害が頻発する中で糧長が暗躍する余地が拡がり、これに対して朱元璋は警戒感を示し

たのが「糧長妄奏水災第四十六」であつたのであろう。

さて、『御製大誥』についての検討が長くなつたが、最後に『皇明祖訓』の引用条文を見てみよう。『皇明祖訓』は洪武六年（一三七三）に成立した『祖訓録』を洪武二八年（一三九五）に再編改題したものであるが、当該条文は「祖訓首章」の一つであり、『正徳会典』にある「稍有附余圯地瘦民貧処」のフレーズの「有」の字は皇明制書本²⁷では確認できない。ともあれ、朱元璋は建国後、「四方に水旱等の災いが有れば」とあるので、水害・旱魃を主として被災地の税糧を優免するほか、豊作の年で災傷がなくても、「地瘦民貧の処」とあるので、地味乏しく民の貧しい地域については臨時の措置として優免を行うよう、またそのような心がけをするよう求めている。祖訓は基本的に朱元璋が皇太子家を中心とする皇族に統治者としてのあり方を説いたものであるから、ここには度重なる災害をくぐり抜けて来た朱元璋が災傷を軽視していなかつたことを示すものであろう。

三、洪武年間の場合

『正徳会典』は災傷の項目で一括しているが、『万曆会典』の災傷の項目は報勘災傷、蠲免折徵、賑濟災害と捕蝗という、現地調査報告、税糧の減免措置、災害救済と飛蝗捕獲の四つに分類・整理されている。すでに前章での会典前言の検討からも、朱元璋は災傷とその救済に積極的であつたことが垣間見えるが、ここでは両会典の災傷の項目における洪武年間の条文を集めて検討する。まず、

洪武元年、令水旱去処、不拘時限、従実踏勘実災、税糧即与蠲免。

は両会典に見え、万曆会典では蠲免折徴の条にある。『明太祖実録』洪武元年八月己卯（十一日）の条に、

大赦天下詔曰、……今歳、水旱為災、所司具以実聞、蠲其租賦。鎮江密邇京畿、餽運供億、未獲休息、而旱熯尤甚、悉免。今年秋租及明年夏税、州郡人民因兵乱逃避他方、田産已帰於有力之家。其耕墾成熟者、聽為已業。若還郷復業者、有司於旁近荒田内如数給与耕種。其余荒田、亦許民墾闢為已業、免徭役三年。

とあり、朱元璋は役人に水害と旱魃による災害を实地調査・報告させ、税糧の免除を命じており、これら会典の典拠の一つであろう。『正徳会典』の次の条はすでに前項で検討したところであるが、

十八年、令災傷去処、有司不奏、許本処耆宿、連名申訴、有司極刑不饒。

は『万曆会典』では報勘災傷の条に見える。『万曆会典』の賑濟の条のみにある、

洪武十八年、令天下有司、凡遇歲饑、先發倉廩賑貸、然後具奏。

については、『明太祖実録』洪武二十六年夏四月乙亥朔（二日）の条に、

湖広徳安府孝感県言、民饑、官有預備倉糧万一千石、請以貸民即命、行人乗駅、往給之。上諭戸部臣曰、朕嘗捐内帑之資付、天下蒼民糴粟、以儲之、正欲備荒歉、以濟饑民也。若歳荒民饑、必候奏請、道途往返、遠者動經数月、則民之饑死者多矣。爾戸部即諭天下有司、自今凡遇歳饑、則先發倉廩、以貸民、然後奏聞。著為令。

とあり、洪武十八年と同主旨の対応を決めているものの、洪武十八年の典拠は不明である。なお、『正徳会典』では、

二十六年、令天下有司、凡遇歳饑、先發倉廩賑貸、然後具奏。

と、洪武二十六年（一三九三）のことにしており、『正徳会典』はこの『明実録』の記述を根拠にしている。『万曆会典』の本条は本当に根拠があるのか疑問が残る。なお、『万曆会典』の報勘災傷の条のみにある、

二十六年定。凡各処田禾、遇有水旱災傷、所在官司踏勘明白、具実奏聞。仍申合干上司、轉達戸部、立案具奏、差官前往災所、覆踏是実、將被災人戸姓名・田地頃畝・該徵稅糧數目、造冊繳報本部立案、開写災傷緣由、具奏。

についても、『明実録』の同条を典拠している。『正徳会典』のみにある、

二十五年、令山東災傷去処、毎戸給鈔五錠。

については根拠不明であり、それゆえなのか『万曆会典』には載せない。次の両会典に見える、

二十七年、定災傷去処散糧則例、大口六斗、小口三斗、五歳以下不与。

については、『明実録』には見出せない。

このように、両会典の条令にはすでに根拠を追えないものも多いが、朱元璋が災傷に対する救済に熱心であったことは確かであろう。ところで律令でみれば、洪武元年に頒布された『大明令』には管見の限り、災傷に関わる条目は見当たらない。ただ、同年に公布し、洪武七年（一三七四）、同二年（一三八九）及び同三十年（一三九七）に改修された『大明律』の戸律、檢踏災傷田糧の条には、

凡部内有水旱霜雹及蝗蝻為害、一応災傷田糧、有司官吏応准告、而不即受理申報檢踏、及本管上司不与委官覆踏者、各杖八十。若初覆檢踏官吏不行親詣田所、及雖詣田所不為用心、從實檢踏、止憑里長・甲首朦朧供報、中間以熟作荒、以荒作熟、増減分数通同作弊瞞官害民者、各杖一百、罷職役、不叙。若致枉有所徵免糧數、計

賊重者坐贓論、里長・甲首、各与同罪、受財者並計贓以枉法從重論。

○其檢踏官吏及里長・甲首、失於闕防、致有不実者、計田十畝以下免罪、十畝以上至二十畝、笞二十、每二十畝、加一等、罪止、杖八十。

○若人戸、將成熟田地、移坵換段、冒告災傷者、一畝至五畝、笞四十。每五畝加一等、罪止杖一百。合納稅糧、依數追徵入官。

とあり、水害や旱魃、霜や雹、蝗蝻の害があり、田糧が災傷を受けたと申告があつた場合は、管轄する役人は必ず現地調査を行わなければならず、里長や甲首などの現地有力者の被害報告を漠然と受け入れた結果、豊作が凶作、凶作が豊作に入れ替わつていて、実際に災傷を受けた民衆が損害を受けるようにしてはならないし、そのような場合は関係した役人、里長や甲首は処罰を受けると規定している。これは『御製大誥』正編・続編と比較してみても、実際にこのようなことが頻発していたのであろう。

四、永楽・宣徳年間の場合

両会典において飛蝗対策が明示されるのはこの時期であり、『万曆会典』では捕蝗の条であるが、

永楽元年、令吏部行文各処有司、春初差人巡視境内、遇有蝗蟲（『正徳会典』では虫）初生、設法撲捕、務要尽

絶。如是坐視、致使滋蔓為患者、罪之。若布・按二司官不行嚴督所屬巡視打捕者、亦罪之。毎年九月行文、至十一月、再行。軍衛令兵部行文、永為定例。

宣德九年、差給事中・御史・錦衣衛官、往山東・河南、打捕蝗蟲（『正徳会典』では虫）。

とあり、永樂元年条文の根拠は官憲の限り見出せない。また、宣德九年（一四三四）の条文については『明宣宗実録』宣德十年夏四月戊辰（二七日）の条に、

山東・河南・順天府・直隸保定・真定・順徳・淮安等府、各奏蝗蝻傷稼。上命監察御史・給事中、馳駢往捕。

とあるのが典拠であろうか。飛蝗対策は戸部が管轄であり、地方官を督促して撲滅するが、地方官がまじめに巡視して蝗害の発生を抑えているかを見張るのが布政司・按察司の役目であることをはっきりさせたのが永樂元年（一四〇三）の条令であり、これら以外に給事中や監察御史、或いは錦衣衛の官が加わったのが宣德九年の条文であった。

また、両会典に関わり、『万曆会典』の賑濟の条には、

永樂二年、定蘇松等府水滄去処給米則例、每大口米一斗、六歲至十四歲六升、五歲以下不與。每戸有大口十口以上者、止與一石。其不係全災、内有缺食者、原定借米則例、一口借米一斗、二口至五口二斗、六口至八口三

斗、九口至十口以上者四斗、候秋成、抵斗還官。

とあり、

六年、令福建瘟疫死絶人戸、遺下老幼・婦女・児男、有司驗口給米、税塩糧〔『正徳会典』では糧塩〕米各項、暫且停徵、待成丁之日、自行立戸当差。

とあり、

八年、令被災去処、人民典売子女者、官為給鈔贖還。

とある。永楽二年（一四〇四）の蘇州府・松江府（現上海市）における水害については『明太宗実録』永楽二年六月辛卯（二二日）、十一月戊午（二十日）の各条に見えるが、則例制定については分からない。また、永楽六年（一四〇八）の福建における人戸の瘟疫死絶については、同永楽八年十二月甲辰（十二日）の条に、

福建邵武府言、比歳、境内疫民死絶万二千余戸、所遺田地、乞以杖罪囚徒、畊種輸税。従之。

とあるが、耕作者が死絶した田畑を囚人に耕作させて税収を確保しようとするもので、遺民の救済・自立を趣旨とする条文とは合致しない。また、永樂八年（二四一〇）の条文については、同永樂八年春正月癸巳（二七日）の条に、

皇太子以去年江北水患、遣都察院右副都御史虞謙・戸科給事中杜欽、往揚州・淮安・鳳陽、直抵陳州、視軍民疾苦、悉免其年被災田租。先、有勘覈、未盡者審實一體蠲免。若以輸在官者、准作今年之數。軍民有迫於艱難、典賣子女者、官為贖還。

とあるに基づく。ほかに、両会典に関わり、『万曆会典』の報勘災傷の条には、

永樂二十二年、令各処災傷、有按察司処按察司委官・直隸処巡按御史委官（『正徳会典』では委官なし）、会同踏勘。

とあり、被災地の被害状況調査において、按察司と直隸巡按監察御史が合同して現地調査を行うことが明記された条文として初めて収載された。

五、正統から弘治年間までの場合

まず、正統から天順年間にかけてであるが、両会典に関わり『万曆会典』の賑濟の条には、

正統五年、令各衛所屯軍、有因水旱、子粒無収、缺食者、照缺食民人事例賑濟、候秋成、還官。

とあり、衛所屯軍が水旱で饑餓に陥った場合は缺食民人事例に基づいて救済し、秋成を待つて官に返還させることとした。これまで民間だけを対象にしていた救済が軍に及んだことで収載したものと思われる。次の、

七年、令各府州県、一応贓罰入官之物、俱於年終變売、在官候秋成糶糧、預備賑濟。

については、『正徳会典』に収載はないが、贓罰入官の物品を売却し、それを元手に米を買い入れて預備倉に入れるということである。ただ、正統五、七年の条令は『明実録』に見えない。両会典に関わり、『万曆会典』の賑濟の条には、

九年、令揚州府江潮泛漲、渰死人民、量給鈔錠収瘞。

とあり、高潮による溺死者への救済であるが、『明英宗実録』正統九年閏七月丙申（十九日）の条が根拠である。同じく、

景泰四年、奏准（奏准は『正徳会典』にない）山東・河南・江北・直隸徐州等処災傷、令所在閭閻衙門、責有力囚犯、於缺糧州縣倉納米賑濟、雜犯死罪六十石、流徒三年四十石、徒二年半三十五石、徒二年三十石、徒一年半二十五石、徒一年二十石、杖罪每一十一石、笞罪每一十五斗。

とあり、災害時において囚人に米を納めさせる条令であるが、『明英宗実録』景泰四年夏四月癸卯（十六日）の条の巡按山東監察御史顧瞻の提起による。景泰スラウとされる時期の条令が一つだけである。次に、成化年間については、『万曆会典』の賑濟の条のみであるが、

成化二年、奏准、今後、若有侵欺、賑濟銀糧或将官銀、仮以煎銷均散為名、却乃插和銅鉛給与貧民者、一體解京、發落。

とあり、災害の救済におけるごまかしに対する処罰条令であるが、大筋として『明憲宗実録』成化二年閏三月癸酉（二日）の条が根拠であろうか。また、同じく、

六年、勅差堂上官二員、一員往順天・河間・永平三府、一員往真定・保定二府。災傷地方、設法招撫賑濟。如本処倉糧缺乏、許於附近通州・天津・涿州・保定等処倉分量給及搬運接濟。其一心差徭、俱暫優免。

とあり、被災地の倉糧が不足している場合は、付近の地方から補給して救済を行うこと、徭役は暫時、免除することの条令であり、本条の前半は『明憲宗実録』成化七年夏四月己巳（二七日）の条が根拠であろうか。また、同じく、

又奏准将京・通二倉糧米、發糶五十万石、每粳米收銀六錢・粟米五錢、以殺京城米餽騰貴。再将文武官吏俸糧、預支三箇月。

とあり、『明憲宗実録』成化六年九月己亥（二四日）の条の太子少保兵部尚書兼文淵閣大学士彭時の上奏が根拠である。両会典に関わり、『万曆会典』報勘災傷の条には、

成化十二年、令各処巡按御史・按察司官、踏勘災傷、係民田者、会同布政司官、係軍田者、会同都司官。

とあり、被災した民間の田と衛所の屯田では被災調査をする担当官僚を系統分けしている条令であり、『明憲宗実録』成化十二年九月癸卯（三日）の条を根拠とする。次に『万曆会典』蠲免折徵の条のみの条令であるが、

成化十九年、奏准、鳳陽等府被災秋田糧、以十分為率、減免三分、其余七分除存留外、起運者、照江南折銀則例、每石徵銀二錢五分、送太倉銀庫。另項收貯備辺。以後、事體相類者、俱照此例。

とあり、鳳陽等府（現安徽省滁州市）の秋糧の被災について、稅糧の三割を免除し、七割は存留分を除外して輸送し、江南折銀則例に照らして太倉銀庫に納入するというものである。『明憲宗實錄』成化十九年八月戊子（二八日）の條の巡按直隸監察御史魏璋の奏勸を根拠とする。

最後に、弘治年間については、両會典に関わり、『万曆會典』報勸災傷の條には、

弘治十一年、令災傷處所、及時委官踏勘、夏災不得過六月終、秋災不得過九月終。若所司報不及時、風憲官狗情市恩、勘有不實者（『正德會典』では者なし）。聽戶（『正德會典』では本）部參究。

とあり、被災地については委官が現地調査するが、夏災は六月まで、秋災は九月までに調査を終えることとし、当地の役人が報告せず、または調査に情実がある場合は戸部で聴取を行うこととした。この條文について、『明實錄』には根拠を見出せなかった。次に『万曆會典』、蠲免折徵の條のみの條文であるが、

弘治三年、議准災傷應免糧草事例。全災者免七分、九分者免六分、八分者免五分、七分者免四分、六分者免三分、五分者免二分、四分者免一分、止於存留內除豁、不許將起運之數、一槩混免。若起運不足、通融撥補。

とあり、糧草の納税に關しての被災の場合の減額幅を決めた条令であるが、『明実録』には根拠を見出せなかった。次に同じく、

十七年、議准蘇松災傷、起運不前、暫將一年。在京各衙門官員月糧、米每石折銀八錢、該在南京本色祿俸、每石照旧折銀七錢、其南京各衙門官員俸糧、每月除米一石折銀八錢。其余并南京各衙倉糧、俱每石折銀七錢、漕運糧米折銀二十万石、每石兌運七錢、改兌六錢、各解交納。

とあり、蘇州・松江府の被災に關連して、在京各衙門の官僚の月糧を切り下げる条文であり、『明実録』には根拠を見出せなかった。次に『万曆会典』、賑濟の条のみの条文であるが、

弘治二年、議准順天・河間・永平等府水災渰死人口之家、量給米二石、漂流房屋・頭畜之家、給与米一石。

とあり、『明孝宗実録』弘治二年八月戊子（三日）の条の内閣大学士劉吉等の「以災異言七事」を根拠とする。同じく、

十四年、令徐淮二倉、各撥米三万石、臨清倉撥四万石、分派附近被災処所、賑濟。

とあり、徐州・淮安の二倉から付近の被災地に米を送って救済を行う条文であり、『明孝宗実録』弘治十四年十二月丙辰（十二日）の条を根拠とする。

おわりに

紙幅の関係でこの続きの検討は続編で行わなければならない。ここでは以上の検討の中間まとめ的なことを行っておきたい。『大明万曆会典』災傷の条で収載された条令数は、洪武 五、永楽 五、宣徳 一、正統 三、景泰 一、成化 五、弘治 五、嘉靖 三十、万曆 二であり、洪武・永楽年間の明朝初期と、成化・弘治年間及び嘉靖年間に条令が集中していることが分かる。確かに嘉靖スラウには条令が集中しているものの、景泰スラウに関しては逆に少ない。寧ろ、洪武・永楽年間という国家に関わる多くの決定がなされた時期の条令が多く残されていること、成化・弘治年間から収載条令数は多くなる傾向が読み取れる。嘉靖年間についての検討はまだであるが、災害が多くなったというよりは、『正徳会典』完成後、『万曆会典』を作成するに当たって、手近の嘉靖年間の条令が多く収載されたこと、また、この時期の条令は万曆年間まで運用されていたからという可能性は考えた方がよいかもしれないが、今後、考察したい。

さて、『皇明詔令』巻十六では「賑恤京畿山東河南詔」、『皇明条法事類纂』巻十三、戸部類では「遇災寬恤事例」とする詔令では（「」内は『皇明詔令』、（ ）内は『皇明条法事類纂』）

〔成化九年四月十七日、〕（奉天承運）皇帝詔曰、朕〔紹〕（維）祖宗鴻業、為天下生民主、夙夜憂勤、用凶康濟。〔奈〕（奈）近年以來、旱澇相〔繼〕（仍）、〔歲數〕（數歲）不登。加以今春〔亢〕（元）旱為〔甚〕（災）、京畿州
 鼎被〔傷〕（災）者多、而山東・濟南等府〔六府〕、河南・彰德一府災傷尤甚。人民缺食、十〔常〕（存）八九。
 守臣以告、朕心惻然。夫民生不遂、實司牧之過。如〔又〕（有）坐視其饑窘窮困而不顧、豈為民父母〔之〕（知）
 道哉。用是發倉儲、出〔幣藏〕（內帑、弘〔敷〕（施）寬恤之〔仁〕（人）、〔永〕（少）慰黎〔庶〕〔通〕（之〔元）
 望。凡爾居官食祿、為朕牧民者、務〔要〕加意賑恤、毋生事煩擾。仍諭〔居〕（吾）民〔鄰〕（隣）里相救、有
 無相〔同〕、共齋〔難〕（艱）〔厄〕（危）、以〔候〕（俟）秋成。有積者、〔毋〕（無）〔糶〕（糴）自私、乖救急之
 〔義〕（意）。窮乏者、〔毋〕（毋）流移轉〔展〕（徒）、放縱非為、以重〔而〕害爾生。於戲、憂民〔人〕〔之〕憂、朕心
 〔良〕切、故〔茲〕（滋）詔示、咸使聞知。

計開〔所有〕寬恤事宜。

〔条示于後〕

一件、被災〔傷〕之処、成化九年夏稅小麥、絲綿・絹（涓）疋・戸口塩鈔、山東六府并順德・広平・彰德三府、
 尽行蠲免、順天・河間・真定・大名四府免五分、保定一府免二分。所屬州縣中間、災有輕重、宜從巡〔按〕（撫）
 官酌量施行。其秋糧・馬草、并衛所屯〔種〕（田）〔籽〕（子）粒、待〔秋〕（收）成〔後〕具實奏報処置。一、
 前項司・府遞年逃民拖欠稅糧等項、（呈）及見在人民陪納者、自成化六年〔十二月〕以前、俱免追徵。

一、山東・長蘆塩運司被災〔去処〕（場分）、今年該徵塩課、山東減（免）五分、長蘆減三分。

一、前項司・府・衛・所被災去処、一応寄〔養〕（葦・牧・騎操馬驃驢牛、自成化九年四月以〔前倒死〕虧欠、

被盜等項、已報在官、例該追〔賠〕〔陪〕并〔原〕〔先〕次停止折買未完者、盡行蠲免。如已徵價值在官、不在此例、其走失被盜馬匹、日後得獲、照旧還官。

一、前〔件〕〔項〕〔災〕〔被〕傷去處、清出各衛所逃故等項軍〔士〕〔壯〕、除原逃正身起解〔外〕、其查理查補〔等項〕、暫〔且〕〔具〕停止、候豐〔年〕起解。

一、真定·大名二府、成化九年〔緞〕〔段〕派買豬·羊·雞隻價銀未〔起〕解者、盡行〔蠲〕〔停〕免。
一、山東成化九年歲辦疋·皮張·翎〔鏢〕〔鏢〕、悉皆蠲免。

一、成化九年砍柴人夫、山東〔并〕·順天·保定·真定三府、先已通減三分、其餘除起解〔外〕〔到〕、山東夏〔秋〕〔稅〕二季未起人夫、悉皆停免。順天·保〔定〕·真定三府二季內、量減二分。工部神木廠〔苦〕〔若〕蓋木植人夫、以十分為率、存留四分看守、其餘放免、〔以甦〕〔蘇〕民困。

一、前項被災去處、官吏·軍民〔有〕為事、曾經法司問斷回〔還〕原籍、官司追〔賠〕〔納入官〕錢糧·贓物·紙鈔未完者、俱免追〔納〕〔徵〕。〔其解納〕錢糧·馬草等項人戶、有被攬頭坑陷、或〔遇〕水火盜賊、事有顯跡、〔曾〕已告在官、又〔拘〕〔行〕家屬名下重〔追賠〕〔徵陪〕納者、即與分豁。

一、前項被災地方逃軍·逃匠·逃〔囚〕〔民〕人等、自詔書到日〔為始〕、限〔二〕〔三箇〕月以裏〔首〕〔守〕官免罪、各還〔役〕寧家。其有為事被捉、逃〔避〕〔叛〕山林者、許於所在官司首告。真犯死罪、該管官司查審明白、奏〔聞〕〔請〕定奪。其餘〔悉皆〕有免。

一、累〔撥〕〔發〕京庫銀兩并各處倉糧、賑濟缺食軍民、巡撫〔官〕務〔要〕着〔落〕司·府·州·縣、分役驗實放散、不許〔遲〕〔違〕誤。凡一応在官工役不急之務、俱暫停止、〔令民自在營生〕、毋或勞擾。

とあり、成化九年（一四一一）における北直隸・河南・山東における被災に対する救済を示したもので、『明憲宗実録』成化九年三月丙申（六日）の条には、

総理河道刑部左侍郎王恕言、淮安南抵儀真・瓜州湖河隄岸、被水衝決者一十五処、其余坍塌者二百余里及儀真三壩衝倒。修理物料、俱揚州出辦。今、連年災傷、民力不給、欲於池州・安慶二府支所遺輒并南京龍江瓦屑壩二竹木局所抽分支作樁木。令南京兵部、馬快船運送。事下工部、請行南京工部、查勘定奪。從之。

とあり、同じく己亥（九日）の条には、

都察院奏、兩京并天下諸司文卷、自天順元年七月十二日起、至成化八年十二月終止、例遣御史照刷、有旨如所奏、既而納。給事中虞瑤等言、南北直隸・山西・山東・陝西・河南、頻年災傷。暫且停止、及念兩広民未蘇息、亦待豐年。於是、所遣御史僅七員、兩京聶友良・洪性、浙江龔盛、江西程宏、福建馬震、四川魏秉、湖広樊瑩。巡按兼照刷者四員、雲南董韜、貴州吳道宏、遼東王衡、万全都司并隆慶州劉必賢。

とあり、同じく庚申（三十日）の条には、

戶科左給事中鄧山奏、北直隸・山東民飢相食。其地密邇京畿、万一患生不測、為費反多。今、德州・臨清・天

津水次三倉、去歲、寄收兌運糧多、宜借撥三十万石。其青・登・萊三府、去水次遠者、宜借太倉銀六万及泰山香錢、以為糴、本相兼賑濟。章下戸部議。水次倉糧雖多、然亦放支有數。請移文各處、都御史酌量地方里分・人民多寡、開倉支給。其不近水次府、運太倉銀四万五千兩、与都御史牟俸、并令其查德州官錢斟酌給散。其泰山香錢、亦聽隨宜輾用、候歲豐稔、則令委官督民、依數還官。若係寄放京儲、則照原收通州腳價每万石除二百名以補京儲虧少之數。上是之、且命各巡撫官、即行賑濟、不許遲慢。

とあり、同じく成化九年夏四月戊辰（八日）の条には、

總理河道刑部左侍郎王恕奏、去年、自京師、直抵揚州、南北三千余里、水旱災傷、民甚艱食。今歲、雨雪少降、狂風彌月、土乾、麥禍、民不聊生。迺三月初四日、山東地方忽黑如夜。乞詔廷臣講究所以弭災恤患之策、并祭告各処山川之神。事下礼部、覆奏、以為宜遣官、祭告山東境内山川、及行五府・六部等衙門、各陳時政得失、可以回天意者。上曰、山東既災重、民艱須行實惠。今年稅糧尽、与蠲免順天等府有災傷処、亦量減免。於是、特遣礼部左侍郎劉吉、往祭告東嶽泰山・東鎮沂山及東海之神、以祈雨澤。

とある。『皇明条法事類纂』⁽²⁸⁾にこのことが収載されつつ、しかし、両会典にはこのことは条令として残ることはなかった。また、『皇明条法事類纂』編纂以降、『皇明成化二十三年条例』『皇明弘治六年条例』『皇明弘治六年条例』『嘉靖重修問刑条例』には災傷に関わる規定を見出すことはできない。嘉靖年間の蕭世延・楊本仁・范欽編『嘉靖新例』⁽²⁹⁾は

嘉靖元年（一五二二）から嘉靖二四年（一五四五）までの定例二〇二条を収録しているが、その戸例、檢踏災傷田糧には、

一、嘉靖陸年貳月拾參日詔令、朝廷遇有災傷、輒行蠲免。但各該官吏奏報稽遲、及行覆勘文移、往復耽延月日。覆勘來報、一面徵収、及至蠲免文書到日、良善小民、懼怕刑責、多已典売於運送到倉、徒送糧里侵漁之計、今後、遇有重大災傷、勘定分数、即便出給告示、曉諭人民知悉、姑且停徵、待明文至日施行。

一、嘉靖拾壹年伍月戸部題准、今後但遇災傷、一面遵照旧例踏勘、一面奏報、毋得延緩失時、以致分数不明、多滋奸弊。自府・州・県・衛・所報到日期為始、近不出參個月、遠不出伍個月、定擬成災歲分、明白造冊、開寫踏勘、官員星馳齋奏、聽本部照例議擬徵免。仍先将勘定數、應徵應免數目錄由出給告示、曉諭小民通知、以杜侵漁。夏災不得過陸月終、秋災不得過玖月終。若不勘泛報及踏勘不實、從重參究。過期奏報及延至經年以上者、立案不行。其勘有成災、係起運之數例不蠲豁者、有巡撫處行巡撫、無巡撫處行布政司、通融撥補、或派輕齋、以示寬貸。

とあるが、この二つの条令についても、管見の限り『明実録』に根拠を見出せないし、のちの『万曆会典』にもこの条目は収載されていない。氣候変動による災害が集中する時期が現れることは充分想定できるものの、明代に残された規定類についての本稿での検討では確認できなかった。これは規定類にどのような条令が残されていくのか、条令はどの程度、継続して機能するものなのか、そもそも『大明会典』掲載の条令とは何なのか、今後、細かく検

討しつつ、ブルックの描き出した明代における災害の六波は確認されうるものなのか、本格的に検討を進めていきたい。

註

- (1) 斯波義信編著『中国社会経済史用語解』東洋文庫、二〇一二年、参照。
- (2) 堀地明「明末城市の搶米と平糶改革 広州を中心として」『社会経済史学』五七―五、一九九二年、同「明末江南の搶米風潮と救荒政策」『名古屋大学東洋史研究報告』二三、一九九九年、同「明末紹興における祁彪佳の救荒活動と『救荒全书』」『九州大学東洋史論集』三五、二〇〇七年（以上、同『明清食糧騷擾研究』汲古書院、二〇一一年所収）、参照。
- (3) 星斌夫「預備倉の復興について」『文化』十七―六、一九五三年、同「明代の預備倉と社倉」『東洋史研究』十八―二、一九五九年（同『明代漕運の研究』日本學術振興會、一九六三年所収）、同「明代の賑濟施設について」『明清時代社会経済史の研究』国書刊行會、一九八九年、参照。
- (4) 森正夫『明代江南土地制度の研究』（同朋舎出版、一九八八年）、二二―二頁。
- (5) 天野元之助『中国農業史研究』御茶の水書房、一九六二年、同『中国古農書考』竜溪書舎、一九七五年、伊崎真紀・内田和義「徐光啓の稲作論」『農政全书』の考察を中心に、『農林業問題研究』一七〇、二〇〇八年、参照。
- (6) 上田信『伝統中国―盆地―（宗教）にみる明清時代』講談社選書メチエ35、一九九五年、同「トラが語る中国史―エコロジカル・ヒストリーの可能性」山川出版社、二〇〇二年、同『東ユーラシアの生態環境史』世界史リブレット、二〇〇六年、同『風水という名の環境学―気の流れる大地（図説 中国文化百華）』農山漁村文化協會、二〇〇七年、同『森と緑の中国史 エコロジカル・ヒストリーの試み』岩波書店、二〇一四年、参照。
- (7) 中国第一歴史檔案館・遼寧省檔案館編、広西師範大学出版社刊、二〇〇一年。
- (8) 和田清編『明史食貨志譯註 増補版 上巻』東洋文庫、一九九六年、参照。
- (9) 『遼東志』卷五、官師、使命、國朝、分守道の条。

- (10) 拙著『明代遼東と朝鮮』汲古書院、二〇一四年。
- (11) 和田清編前掲『明史食貨志譯註 増補版 上巻』、二八四頁、参照。
- (12) フェルナン・ブローデル（村上光彦訳）『物質文明・経済・資本主義 1—15—18世紀 日常性の構造』みすず書房、一九八五年、同（山本淳一訳）『物質文明・経済・資本主義 2—15—18世紀 交換のはたらき』みすず書房、一九八六年、同（村上光彦訳）『物質文明・経済・資本主義 3—15—18世紀 世界時間』みすず書房、一九九六年、参照。
- (13) 安富歩「ブローデル歴史学の時間構造（動的システムの情報論）（4）シグナル伝達とコミュニケーション」『物性研究』八四—四、二〇〇五年。
- (14) デイヴィッド・アブラフィア（高山博監訳）『地中海と人間』I・II、藤原書店、二〇二二年。
- (15) 妹尾達彦「グローバル・ヒストリー」中央大学出版部、二〇一八年。
- (16) 図A「気候変化の復元」、図B「気候の変化：三世紀末—二〇世紀」、図C「青浦地域の花粉の比率とクヌギ・アラカシの花粉構成の変化」、図D「気候対照表」の四図である。なお、一般向けとしては桜井邦朋『夏が来なかった時代 歴史を動かした気候変動』（吉川弘文館、二〇〇三年）があり、そこで使用されている平均気温のデータ（五八頁の図八・九）は図Bに相当するものである。
- (17) 田家康『気候で読み解く日本の歴史 異常気象との攻防1400年』日本経済新聞出版社、二〇一三年。
- (18) Luis Eduardo A Vieira, Sami K. Solanki, Natalie A. Krivov, Ilya Usoskin “Evolution of the solar irradiance during the Holocene.” *Astronomy & Astrophysics* 531, 2011 を典拠とする。
- (19) 中島楽章「十七世紀の全般的危機と東アジア」秋田茂責任編集『グローバル化の世界史（MINERVA世界史叢書2）』ミネルヴァ書房、二〇一九年。
- (20) 岡村隆司編『中国経済史』（名古屋大学出版会、二〇一三年）、二二頁。
- (21) 何炳棣『明初以降人口及其相關問題 一三六八—一九五三』（三聯書店、二〇〇〇年）三二〇頁。
- (22) ブローデルはその要因を気候の変化に求める（フェルナン・ブローデル（村上光彦訳）前掲『物質文明・経済・資本主義 1—15—18世紀 日常性の構造』一四—二頁）。
- (23) Timothy James Brook “The troubled empire: China in the Yuan and Ming Dynasties” Cambridge, Mass.: Belknap Press of

Harvard University Press, 2010.

- (24) Timothy James Brook 同書、七一―七三頁。
- (25) 『正徳会典』は一九八九年、汲古書院刊行の影印本を用いた。なお、山根幸夫「明・清会典」、及び佐藤邦憲「明律・明令と大詔および問刑条例」(ともに滋賀秀三編『中国法制史の基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年)参照。
- (26) 小山正明「明代の糧長について」とくに前半期の江南デルタ地帯を中心にして」(『東洋史研究』二七―四、一九六九年)、及び、前掲森正夫『明代江南土地制度の研究』、森正夫『森正夫明清史論集』第一卷、「税糧制度・土地所有」(汲古書院、二〇〇六年)、同第三卷、「地域社会・研究方法」(汲古書院、二〇〇六年)、梁方仲『明代糧長制度』上海人民出版社、一九五七年、参照。
- (27) 長澤規矩也編、古典研究会、一九六六年。
- (28) 瀨島淳俊「明代法制史料」(山本英史編『中国近世法制史料読解ハンドブック』東洋文庫、二〇一九年)参照。なお、『皇明条法事類纂』については東京大学総合図書館所蔵本を参照した。
- (29) 『中国珍稀法律典籍集成』乙編(科学出版社、一九九四年)を使用した。